

令和7年7月1日から駐車許可の運用の見直しを図り、以下の点が変更になりました。

- 駐車許可申請書及び駐車許可証の新様式への変更
 - 駐車許可証再交付申請書の新設
 - 駐車許可記載事項変更届の新設
 - 添付書類の一部省略（車検証等で用務が疎明できれば、用務を疎明する資料を不要とする）
 - 複数警察署の申請を一つの警察署で受理することを可能とする
 - 駐車時間について、人の生命・身体に関わる緊急対応が必要な場合、「緊急訪問時」と加えて申請することで、
緊急時の駐車を可能とする
 - 駐車場所について「～付近」と加えて申請することで、許可された場所前後での駐車も可能とする
 - 貨物の集配等で訪問先が特定できない場合、エリア毎に駐車場所を特定して申請することも可能とする
- ※ 変更点の詳細については、警察署交通課または警察本部交通規制課にお問い合わせ下さい。

